

燃費計貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、エコドライブの推進を図るため、大阪自動車環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）が所有する燃費計の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 貸出しを行う機器（以下「機器」という。）は、燃費計本体、説明書一式とする。

(貸出対象)

第3条 機器の貸出対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 推進会議要綱別表に掲げる構成機関
- (2) 大阪府内の市町村
- (3) 大阪府内に自動車を使用する事業所を有する事業者

(貸出期間)

第4条 機器の貸出期間は、2か月以内とする。ただし、推進会議が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出手続)

第5条 機器の貸出しの承認を受けようとするものは、貸出申込書（様式第1号）を推進会議に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進会議は、貸出しを承認したときは貸出承認書（様式第2号）により、通知するものとする。なお、貸出承認には、必要な条件を付することができる。

(費用負担)

第6条 機器の貸出しは無料とする。なお、機器の貸出及び返却に要する送料は、貸出承認を受けたもの（以下「借受者」という。）が負担するものとする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 機器を譲渡、交換及び転貸しないこと。
- (3) 機器を政治的活動、宗教的活動及び営利活動に使用しないこと。

(貸出取消)

第8条 推進会議は、借受者が次のいずれかに該当するときは、貸出しを取り消す。

- (1) 借受者が第5条第2項に規定する条件又は前条の規定に違反したとき。
 - (2) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議が必要であると認めたとき。
- 2 借受者は、前項の規定による取消しを受けたときは、直ちに機器を推進会議に返却しなければならない。

(事故対応)

第9条 借受者は、機器の紛失、故障又は機器使用者の負傷等の事故が発生したときは、直ちに推進会議に報告しなければならない。

- 2 前項の事故の原因が借受者にある場合は、借受者が当該事故に係る一切の費用を負担するものとする。

(使用状況報告)

第10条 借受者は、機器の使用後、直ちに機器の使用状況について、使用状況報告書(様式第3号)により推進会議に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成**28**年**10**月**1**日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年**5**月**1**日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

貸出申込書

大阪自動車環境対策推進会議 様

申込者
住 所
名 称

燃費計を下記のとおり使用したいので申し込みます。

記

使用目的	
使用台数	台
使用車種	(型式: , 年式)
使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで

担当者名	
部署名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

【貸出条件】

- ・計測に必要な貸出機器以外のものは各自で用意すること。(USBメモリ等)
- ・善良な管理に努め、貸出機器を常に正常な状態に保つこと。
- ・貸出機器を譲渡、交換及び転貸しないこと。
- ・貸出機器を政治的活動、宗教的活動、営利活動等に使用しないこと。
- ・貸出機器の組立て及び再梱包は、借受者の責任で行うこと。
- ・貸出機器を返却する際は、貸出時と同様の状態で返却すること。
- ・貸出機器は、貸出期間満了日までに必ず返却すること。
- ・貸出機器の紛失、故障又は機器使用者の負傷等の事故が発生したときは、直ちに大阪自動車環境対策推進会議に報告すること。
- ・事故発生原因が借受者にある場合は、借受者が当該事故に係る一切の費用を負担すること。

(様式第2号)

大自環推第 号
年 月 日

貸出承認書

様

大阪自動車環境対策推進会議

年 月 日付けで提出のあった貸出申込みについて、下記のとおり承認します。
使用に当たっては、貸出条件を厳守してください。

記

貸出機器	燃費計
貸出目的	
貸出台数	
貸出期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで

【貸出条件】

- ・計測に必要な貸出機器以外のものは各自で用意をすること。(USBメモリ等)
- ・善良な管理に努め、貸出機器を常に正常な状態に保つこと。
- ・貸出機器を譲渡、交換及び転貸しないこと。
- ・貸出機器を政治的活動、宗教的活動、営利活動等に使用しないこと。
- ・貸出機器の組立て及び再梱包は、借受者の責任で行うこと。
- ・貸出機器を返却する際は、貸出時と同様の状態で返却すること。
- ・貸出機器は、貸出期間満了日までに必ず返却すること。
- ・貸出機器の紛失、故障又は機器使用者の負傷等の事故が発生したときは、直ちに大阪自動車環境対策推進会議に報告すること。
- ・事故発生原因が借受者にある場合は、借受者が当該事故に係る一切の費用を負担すること。

(様式第3号)

年 月 日

使用状況報告書

大阪自動車環境対策推進会議 様

申請者
住 所
名 称

燃費計の使用状況について、下記のとおり報告します。

記

使用目的	
使用台数	台
使用車種	(型式： , 年式)
使用日	
対象者	
体験者数	人
使用状況	
成果・感想	

*事業として使用する場合は、概要が分かる資料を添付してください。

(写真があれば添付してください。)

*本様式に記入できないときは、別紙に記入してください。

担当者名	
部署名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	